

標茶町林道橋梁長寿命化計画

(個別施設計画)

令和6年3月

標茶町農林課

1 基本的事項

標茶町が管理する林道橋梁は現在1橋あり、令和13年には建設後50年を経過する高齢化橋梁となります。

今後は橋梁の修繕・架替えに要する経費に対し、可能な限りのコスト縮減への取り組みが不可欠であります。

道では平成27年6月に「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、道内のインフラの老朽化対策を推進するため、北海道が管理する全ての施設の維持管理・更新等に係る中長期的な取組方針を示しました。

これを踏まえ、橋梁の長寿命化と補修・架替えに係るトータルコストの縮減や財政負担の平準化を図るとともに、標茶町林野の整備・管理に係る車両通行の安全性を確保するため、「標茶町林道橋梁長寿命化計画（個別施設計画）」を策定し、従来の事後保全的な補修・架替えだけでなく、定期点検等により橋梁の現状を把握し、予防的な補修及び計画的な架替えを進めていきます。

2 対象施設

本計画の対象とする施設は下記のとおりです。なお、管理する橋梁の損傷状況を定期点検により把握し、健全性の判定により老朽化対策の必要性及びその緊急性を評価します。

No.	橋梁名	橋長(m)	幅員(m)	上部構造	路線名(林道)	林道種類及び区分	交差物(河川)	架設年
1	塘路橋	15	5	鋼橋	塘路林道	自動車道1級	オモシロベツ川	1981

表 - 1 健全性の判定区分

区 分		状 態
I	健 全	林道橋梁の機能に支障が生じてない状態 (損傷が軽微で、経過観察で問題がない状態)
II	予防保全段階	林道橋梁の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	橋梁の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態 「早期に」とは、5年程度以内には補修等を行う必要がある状態をいう
IV	緊急措置段階	橋梁の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

※健全性について

- ・「健全性」とは、表 - 1 に示すように、林道施設長寿命化対策マニュアル（平成28年3月林野庁作成）に従い4段階の判定区分とし、橋梁の健全性を示す指標です。
- ・健全性の判断は林道協1橋単位で行い、部材単位で補修や機能強化の必要性等を評価する点検とは別に、総合的な評価を付けるものとします。

3 計画期間

本計画における施設毎の計画期間は別紙「個別施設計画一覧表（橋梁）」のとおりです。

4 施設の優先度

本計画における施設毎の優先度は別紙「個別施設計画一覧表（橋梁）」のとおりとし、損傷程度のほか、交通量、森林施業や代替路線の有無などを考慮して決定しています。

5 施設の状態等

本計画の策定に当たって実施した点検・診断により把握された施設毎の状態については、別紙「個別施設計画一覧表（橋梁）」に示すとおりです。

6 対策内容と実施時期

上記「4 施設の優先度」及び「5 施設の状態等」を踏まえ、施設毎に講じる対策の内容及び実施の時期については別紙「個別施設計画一覧表（橋梁）」のとおり計画します。

7 対策費用

個別施設ごとの対策費用の概算については別紙「個別施設計画一覧表（橋梁）」のとおりです。なお、この金額は計画策定時点における概算であり、具体の工事発注時における詳細な設計や社会情勢の変化等により、金額に変動が生じる場合があります。